

# 特別養護老人ホーム小咲園（ショートステイ）料金表 【負担割合が1割の方】

《多床室ご利用の場合》

令和7年10月現在

負担段階	負担段階対象要件	介護度	介護サービス費（日額）				滞在費 【多床室】 （日額）	食費 （日額）	1日あたりの利用料 の目安
			(A)						
			基本料金	サービス提供 体制強化加算 Ⅰ	夜勤職員 配置加算Ⅲ	介護職員等 処遇改善加算 (A)×140%			
第1段階	・生活保護を受けているかた ・世帯全員が市民税非課税 で、老齢福祉年金を受けているかた	要支援1	¥476	¥23	-	¥70	¥0	¥300	¥869
		要支援2	¥592	¥23	-	¥86	¥0	¥300	¥1,001
		要介護1	¥636	¥23	¥16	¥92	¥0	¥300	¥1,067
		要介護2	¥709	¥23	¥16	¥102	¥0	¥300	¥1,150
		要介護3	¥786	¥23	¥16	¥113	¥0	¥300	¥1,238
		要介護4	¥860	¥23	¥16	¥124	¥0	¥300	¥1,323
		要介護5	¥933	¥23	¥16	¥134	¥0	¥300	¥1,406
第2段階	・世帯全員が市民税非課税 で、公的年金等収入額とその他 の合計所得額の合計が80万円 以下の方	要支援1	¥476	¥23	-	¥70	¥430	¥600	¥1,599
		要支援2	¥592	¥23	-	¥86	¥430	¥600	¥1,731
		要介護1	¥636	¥23	¥16	¥92	¥430	¥600	¥1,797
		要介護2	¥709	¥23	¥16	¥102	¥430	¥600	¥1,880
		要介護3	¥786	¥23	¥16	¥113	¥430	¥600	¥1,968
		要介護4	¥860	¥23	¥16	¥124	¥430	¥600	¥2,053
		要介護5	¥933	¥23	¥16	¥134	¥430	¥600	¥2,136
第3段階 ①	・世帯全員が市民税非課税 で、公的年金等収入額とその他 の合計所得額の合計が80万円 超120万円以下の方	要支援1	¥476	¥23	-	¥70	¥430	¥1,000	¥1,999
		要支援2	¥592	¥23	-	¥86	¥430	¥1,000	¥2,131
		要介護1	¥636	¥23	¥16	¥92	¥430	¥1,000	¥2,197
		要介護2	¥709	¥23	¥16	¥102	¥430	¥1,000	¥2,280
		要介護3	¥786	¥23	¥16	¥113	¥430	¥1,000	¥2,368
		要介護4	¥860	¥23	¥16	¥124	¥430	¥1,000	¥2,453
		要介護5	¥933	¥23	¥16	¥134	¥430	¥1,000	¥2,536
第3段階 ②	・世帯全員が市民税非課税 で、公的年金等収入額とその他 の合計所得額の合計が120万円 超の方	要支援1	¥476	¥23	-	¥70	¥430	¥1,300	¥2,299
		要支援2	¥592	¥23	-	¥86	¥430	¥1,300	¥2,431
		要介護1	¥636	¥23	¥16	¥92	¥430	¥1,300	¥2,497
		要介護2	¥709	¥23	¥16	¥102	¥430	¥1,300	¥2,580
		要介護3	¥786	¥23	¥16	¥113	¥430	¥1,300	¥2,668
		要介護4	¥860	¥23	¥16	¥124	¥430	¥1,300	¥2,753
		要介護5	¥933	¥23	¥16	¥134	¥430	¥1,300	¥2,836
第4段階	・第1、2、3段階に該当しないかた	要支援1	¥476	¥23	-	¥70	¥915	¥1,645	¥3,129
		要支援2	¥592	¥23	-	¥86	¥915	¥1,645	¥3,261
		要介護1	¥636	¥23	¥16	¥92	¥915	¥1,645	¥3,327
		要介護2	¥709	¥23	¥16	¥102	¥915	¥1,645	¥3,410
		要介護3	¥786	¥23	¥16	¥113	¥915	¥1,645	¥3,498
		要介護4	¥860	¥23	¥16	¥124	¥915	¥1,645	¥3,583
		要介護5	¥933	¥23	¥16	¥134	¥915	¥1,645	¥3,666

※ 1日あたりの利用料については、食事の回数により異なります。

※ 送迎を行う場合には1回（片道）につき184単位=1,941円（1単位=10.55円）、自己負担分は1割の194円となります。

※ テレビ・冷蔵庫の設置に関してはテレビ設置料、冷蔵庫持込電気料が別途かかります。

※ 地域区分が5級地（日立）により1単位=10.55円で計算しています。

※ 端数計算上、誤差が生じることがあります。

## ◎居住費・食費の負担段階について

上記要件に加え、次の要件が追加されます。

①世帯全員が非課税でも、施設入所により世帯がわかれている配偶者（内縁関係を含む）が市民税課税

②預貯金の額が、一定額を超える

①、②の要件のいずれかに該当する場合には、軽減の対象となりません。

